

小牧市民病院職員食堂運営仕様書

1. 目的

平成31年5月開院予定の小牧市民病院（以下「病院」という。）内における職員食堂（以下「食堂」という。）を運営し、病院職員の利便性の向上を図ることを目的とする。

2. 貸付場所及び行政財産目的外使用料等

貸付場所：サービス棟2階の厨房区画（面積49.9㎡）

使用料：月額83,003円（税抜）以上とする。（別途提案のこと。）

- ・別紙食堂図面及び機器一覧表を参照のこと。
- ・飲食する箇所は、貸付場所には含めないが、清掃を行い、清潔に保つこと。

3. 業務の概要

(1) 業務内容

職員食堂運営者（以下「運営者」という。）は、小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する建物の一部を小牧市財産管理規則第9条の規定を準用し借り受け、食堂の運営全般を実施する。

(2) 期間

平成31年5月1日～平成35年9月30日

- ・別途覚書を締結するものとする。

4. 運営等の条件

(1) 業務開始予定：平成31年5月

(2) 営業日：平日は営業すること

(3) 営業時間：午前10時～午後3時までは確保すること

(4) 運営者の負担となる費用

- ・行政財産目的外使用料
- ・水道光熱費
- ・清掃・防虫・消毒等の衛生管理費及びごみ処理や通信費
- ・その他運営に必要な食材・消耗品・備品・什器等

(5) 取扱商品

病院職員にとって満足度の高い飲食を提供すること。また、病院内での会議における飲食の利用に際して、仕出し弁当の出前等の協力をする事。

(6) 衛生管理

仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れ、事故防止に努めること。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。また、院内感染防止対策を講じること。

(7) 環境衛生

厨房内の清掃は運営者の負担と責任において適宜実施すること。また、廃棄物

の処理は、廃棄物の発生を抑制するとともに、環境問題に考慮した適切な回収を実施し、再資源化を促進するように努めなければならない。

(8) その他

- ・食材等の搬入・搬出の時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
- ・メニュー及び価格については、病院と協議すること。
- ・健康に配慮するため、メニュー表にはカロリー表示すること。
- ・営業時間は水・お茶のティーサーバーを設置すること。
- ・厨房機器は無料で使用できるが、最善の注意を持って使用し、食堂の営業以外の用途に供してはならず、運営者の責に帰すべき事由により病院又は第三者に損害を与えた場合には、すべて運営者の負担と責任において賠償をすること。また、電気器具を持ち込みするときは、別途病院に自由様式にて事前申請をすること。
- ・初任者研修等、従事者に対する研修は十分に行うこと。
- ・退去の際は退去日までに原状復帰し、返却すること。ただし、病院が同意した場合は、この限りでない。
- ・グリストラップは病院の管理（清掃）とします。
- ・緊急時においても敏速かつ確実な納品が行える体制を確保しており、天災等により業務の遂行が困難になる事態に供え、必要な措置が満たしてあること。大規模震災が発生した場合には、職員への飲食提供の協力をすること。
- ・その他営業に際し必要な事項が生じた場合は、管理者と協議のうえ決定する。

5. 参考資料

(1) 病院人数（平成30年4月1日現在）

- ①病院職員 1, 272人
- ②委託職員 332人